

パブリックコメント実施結果報告書

平成26年4月10日

担当課	危機管理政策課
担当者	永美 収
連絡先	0857-26-7584

意見公募のテーマ： 鳥取県地域防災計画の修正案に対する意見募集

①手段別意見応募件数 (意見件数を記入してください。応募者数は()書きしてください。)

(記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、 3 (1) と記載してください。)

郵便	ファックス	電子メール	県民課・県民局へ	その他の方法	計
()	8 (5)	23 (9)	1 (1)	()	32 (15)

※「その他の方法」の例：意見交換会、電話、イベントなど

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部のみ反映したものを含む)	1	・災害時のペット同行避難について、避難所のペット受け入れ体制整備は自治体レベルで行うため、地域格差がある。鳥取県は未経験のため、防災週間にペット動向避難訓練を取り入れたり、関係者協議を開催しておく事が望ましい。
既に盛り込み済み	14	・平成25年5月に内閣府が作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」をうけての修正は必要ないか。 ・広域の防災訓練(行政、自衛隊、病院その他の関係機関)を行い、実際機能するか(指揮態勢など)の検証を随時実施しておくことが重要。 ・住民への正確な情報伝達手段について整備をお願いしたい。 ・地区防災計画の作成では、実情に即した、地区の全ての住民が実際に行動できる計画であることが重要。 ・お年寄りや障がいのある人などが安全に避難できるようにしてほしい。援護の必要な方が、情報提供に同意しやすい環境をつくるのが大切。 ・避難行動要支援者の個人情報か漏れないように、取り扱いに関する要領などの作成、説明会の実施など対策を行うことが大切。 ・海拔表示について、そこで暮らす住民の意識に刷り込むことと、旅行者や通過者に知らせることが重要。「何処か・何所に・どの形式で・何時までに」設置するのか具体的に指導をすべき。 ・事故が発生した時点で、避難を開始すべき。特に子どもや妊婦は、先行避難できるようにしてほしい。 ・避難元から避難先に避難した場合に、避難者の心(精神面)の避難は可能であるか。 ・計画や部分的な訓練では原子力防災はできないので、全員参加に近い訓練を実施することを盛り込むべき。 ・安定ヨウ素剤の備蓄について、避難経路の沿線に分散して保管していただきたい。 ・北西の風向きを考慮した場合、30km圏外にもモニタリングポストを設置してほしい。
今後の検討課題	13	・要介護者が避難するための緊急輸送車両の確保ができていないことが懸念される。 ・避難期間が複数年に及ぶ場合も想定した対応策を具体化するべき。 ・18歳未満の子どもと妊婦に対しては、全県で安定ヨウ素剤を配付できるよう準備態勢を確保してほしい。 ・スクリーニングが不十分な場合、避難そのものが放射性物質の拡散につながる。また、スクリーニングの実施により発生する汚染水の処理について検討してほしい。 ・拡散シミュレーションを作成し、市民に公開してほしい。また、シミュレーションは県の責任で行ってほしい。
対応困難	1	・安定ヨウ素剤の配布にあたり、薬事法の中に副作用についての責任を担保する規定が入っていないため、薬事法の改正を検討してほしい。また、安定ヨウ素剤の個人購入についても検討してほしい。
その他 (例：施策の体系外の意見等)	3	・「鳥取県地域防災計画」そのものが県民に周知されているとはいえないのではないかと。 ・島根原発で事故が起きた場合に、ペントをどのタイミングで行うのか明確にしてほしい。 ・島根原発で竜巻をよける対策をとっているか。竜巻をよけることは不可能であるから、一日も早く廃炉にしてほしい。
計	32	

※上記による分類が困難な場合は、担当課の整理に基づく分類で差し支えありません。

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット (実施担当課)	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○		○	○		

※「その他」の例：審議会報告など